

東白川村長の資産等の公開

政治倫理の確立のため、国会議員の資産等の公開等に関する
法律第7条及び東白川村長の資産等の公開に関する条例に基づ
き別紙のとおり公開する。

令和8年7月1日

東白川村長 桂 川 憲 生



令和 8 年 7 月 1 日

資 産 等 報 告 書

東白川村長 花川 志生 

1 土地

所 在 地	面 積	固定資産税の課税標準額	適 用
東白川村越原字槇橋 2385 他 55 筆	424, 161. 1 m ²	8, 751, 841 円	相続

- 【注】 1.信託している土地を含む、ただし、自己が権利帰属者であるものに限る。
- 2.共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 3.相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

2 建物の所有を目的とする地上権または、土地の賃借権

権利の目的になっている土地の所在	面 積	適 要
	m ²	

- 【注】1.信託している土地を含む、ただし、自己が権利帰属者であるものに限る。
- 2.共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 3.相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 建物

所 在 地	床面積	固定資産税の課税標準額	適 要
東白川村越原字茅小屋 2474	36.43 m ²	181,432 円	相続取得
東白川村越原字茅小屋 2474	161.97 m ²	333,058 円	相続取得 持ち分 1/2
東白川村越原字茅小屋 2474	139.47 m ²	333,058 円	相続取得 持ち分 1/2
東白川村越原字茅小屋 2474	37.23 m ²	369,516 円	相続取得 持ち分 1/2
東白川村越原字茅小屋 2474	48.96 m ²	72,903 円	相続取得 持ち分 1/2
東白川村越原字茅小屋 2474	19.64 m ²	18,604 円	相続取得 持ち分 1/2
東白川村越原字茅小屋 2474	35.34 m ²	122,907 円	相続取得 持ち分 1/2
東白川村越原字茅小屋 2474	161.97 m ²	333,058 円	相続取得 持ち分 1/2

【注】 1.共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する.

2. 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する.

3.買い替えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

4 預金、貯金、郵便貯金

・ 預金

預金の総額	<u>9,380,000</u>	円
-------	------------------	---

【注】 当座預金及び普通預金を除く。

・ 貯金

貯金の総額	<u> </u>	円
-------	-----------------------------	---

【注】 普通預金を除く。

・ 郵便貯金

郵便貯金の総額	<u> </u>	円
---------	-----------------------------	---

【注】 通常郵便預金を除く。

5 金銭信託

元本の総額	<u> </u>	円
-------	-----------------------------	---

6 有価証券

種 類	額面金額の総額
投資信託	5,400,000 円

【注】種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額を記入する。

種 類	銘 柄	株 数	額面金額の総額
株 券		株	円
		株	円

7 自動車、船舶、航空機、美術工芸品（取得価格が100万円を超えるものに限る）

・ 自動車

種 類	数 量
普通自動車	3 台
軽自動車	1 台

【注】種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

・ 船舶

種 類	数 量

【注】種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

・ 航空機

種 類	数 量

【注】種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

· 美術工芸品

種 類	数 量

【注】種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

8 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することが出来るものに限る）

ゴルフ場の名称

名 称	数 量
美濃白川ゴルフ倶楽部	1

9 貸付金（生計を一つにする親族に対するものを除く）

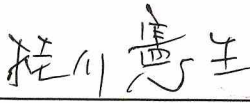
円

10 借入金（生計を一つにする親族からのものを除く）

借入金の総額 円

令和7年7月1日

資 産 等 補 充 報 告 書

東白川村長  

1. 土地

所 在 地	面積	固定資産税の課税標準額	適 要
なし			

- 【注】 1.信託している土地を含む、ただし、自己が権利帰属者であるものに限る。
- 2.共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 3.相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
- 4.買い替えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

第3号様式（第5条第1項関係）

令和7年7月1日

所得等報告書

東白川村長

柱川憲生



区 分		所得金額	基因となった 事実
総 合 課 税	事 業 所 得	－115,775 円	農業所得
	不 動 産 所 得		
	利 子 所 得		
	配 当 所 得		
	給 与 所 得	6,815,680 円	
	雑 所 得	300,000 円	保険金受取
	譲 渡 所 得		
	一 時 所 得		
分 離 課 税	土 地 等 の 事 業 ・ 雑 所 得		
	短 期 譲 渡 所 得		
	長 期 譲 渡 所 得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
山 林 所 得			

受 贈 財 産 の 課 税 価 格	円
-------------------	---

【注】 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについて、その基因となった事実を記載する。